令和8年度滋賀県病院事業庁所有地等売払入札要綱

【目的】

第1条　この要綱は、令和8年度において、滋賀県病院事業庁が所有する財産である土地、建物（工作物を含む。以下土地、建物を併せて「所有地等」という。）を売却するために行う一般競争入札（以下「入札」という。）にかかる一般的な手続を定めるものである。

【入札の回数、入札に付する物件等】

第2条　入札は年度内に1回とする。ただし特別の事情がある場合はこの限りでない。

2　入札に付する所有地等（以下「入札物件」という。）は、入札を行う都度別に定める。

3　入札物件の予定価格（最低売却価格）は、入札を行う都度事前に公表する。

【入札に参加する者に必要な資格】

第3条　入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

（1）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

（2）　施行令第 167 条の4第2項各号に該当することとなったときから2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

（3）　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「規則」という。）第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

（4）　次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号。以下「防止法」という。）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。以下同じ。）でなくなった日から5年を経過していない者

イ　入札物件を暴力団（防止法第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。）の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団員または暴力団を利用している者

（5）　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する滋賀県の職員でないこと。

【入札参加申込み】

第4条　入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、別記様式第1号の一般競争入札申込書兼参加証に誓約書（別記様式第2号）を、さらに法人の場合は、役員一覧（別記様式第3号）と法人登記事項証明書を添えて、別に定める入札案内書（以下「案内書」という。）で指定する日までに指定する場所へ提出しなければならない。

【留意事項】

第5条　入札者は、規則、この要綱、物件調書および滋賀県病院事業庁所有財産売買契約書（案）の各条項ならびに入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

2　入札手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとする。

【現地案内】

第6条　現地案内の実施の有無および実施する場合の日時等については、案内書に記載する。

【入札執行の方法、日時および場所】

第7条　入札は、入札書（別記様式第4号）を封入により提出する方法により行うこととし、提出期日および場所、提出方法、添付書類等については、案内書において定める。

【入札保証金】

第8条　入札者は、入札前に、入札保証金として、入札金額の100 分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切上げた額）以上の額を納めなければならない。

【入札書の記入方法】

第9条　入札書には、入札金額、入札者（代理人により入札する場合にあっては、代理人）の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の職名と氏名）その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。

2　入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「￥」の記号を付すること。

【入札書の書換え禁止等】

第 10 条　入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

【入札の無効】

第 11 条　次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
（2）委任状を提出しない代理人のした入札
（3）入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
（4）談合その他不正の行為があったと認められる入札
（5）第8条に規定する入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者の行った入札（入札金額が入札保証金の 20 倍を超える入札）
（6）入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
（7）入札書記載の金額を加除訂正した入札
（8）事前に公表した予定価格（最低売却価格）を下回る価格の入札
（9）指定した期日までに、指定した場所に到達しなかった入札
（10）必要書類が添付されていないもしくは不足している、または添付書類に不備がある入札
（11）その他入札に関する条件に違反した入札

【開札】

第 12 条　提出された入札書の開札は、案内書に記載する日時および場所において、複数の職員の立ち会いのもとで行う。

【落札者の決定方法】

第 13 条　落札者の決定は、次に掲げる方法とする。

（1） 事前に公表している予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2） 前号に該当する者が2人以上あるときは、案内書に記載した日時および場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、入札者は、くじ引きを辞退することができない。なお、当該入札者からの意思表示がある場合またはくじ引きの日時および場所に当該入札者が来なかった場合は、職員が当該入札者に代わってくじを引き、落札者を決定する。

2 売却決定額は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額とする。ただし、落札物件が課税財産または混在財産（課税財産と非課税財産が混在している財産）である場合については、入札書に記載された金額を、予定価格の構成比率に応じて案分、割り戻しし、土地、建物および消費税等の額を算出する。

【入札結果の連絡】

第 14 条　開札の結果、落札者を決定したときは、落札者に対しては落札した旨を、それ以外の者に対しては落札しなかった旨を連絡する。落札者がなかったときは、入札者全員に入札が不調となったことを連絡する。

2 落札者に関する情報について問い合わせがあった場合は、住所、氏名、落札金額等について公開することがある。ただし、落札者が個人である場合の住所および氏名については、この限りでない。

【再度の入札】

第 15 条　再度の入札は、実施しない。

【入札の変更等】

第 16 条 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することがある。

【入札保証金の還付等】

第 17 条 第8条による入札保証金について、入札者からその還付請求書が提出されたときは、規則に基づき速やかに還付する。

2 前項の規定にかかわらず落札者が納付した入札保証金については、第 20 条第2項に規定する契約保証金（同条第4項が適用される場合にあっては、売買代金）の全部または一部に充当することができる。

【入札保証金の帰属】

第 18 条 落札者が契約を締結しないとき（落札後、第3条各号の要件を満たさない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として滋賀県病院事業庁に帰属するものとする。

【現地優先の原則】

第 19 条 物件の面積その他物件調書に記載した事項について、現地の状況に符合しないことがあるときは、当該現地の状況によるものとする。

【契約の締結】

第 20 条　滋賀県病院事業庁と落札者の売買契約は、当該物件の落札者の決定の日から30日以内に、滋賀県病院事業庁経営管理課において、滋賀県病院事業庁所有財産売買契約書（案）により締結するものとする。

2　落札者は、売買契約締結までに、売買代金の 100 分の10以上に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。なお、納付にあたっては 2 名以上の共有名義で入札に参加する場合にあっても代表者1名が納付するものとする。

3　落札者は売買契約締結後、滋賀県病院事業庁が発行する納入通知書により指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、売買代金の一部に充当することができるものとする。

4　落札者が、売買契約締結までに売買代金の全額（入札保証金を売買代金に充当する場合は、充当後の残額）を即納するときは、前2項の規定は適用しない。

5　落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

【契約保証金の帰属】

第 21 条　落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として滋賀県病院事業庁に帰属するものとする。

【所有権の移転時期】

第 22 条　落札物件の所有権移転は、売買代金が完納されたとき（契約締結までに完納された場合にあっては、契約締結のとき）とする。

2　落札物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

第 23 条　落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第 24 条　売買契約書作成にかかる印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税および代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

【遵守事項】

第 25 条　入札者は、この要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

【その他】

第 26 条　滋賀県病院事業庁は、契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、落札物件の所在地、地目、地積および契約金額について公表することができるものとする。